（別紙）

商工第156号
令和8年9月15日

茨城県知事　　殿

水戸市長　高　橋　　靖

大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第５条第３項の規定に基づき令和８年６月 18 日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第８条第１項の規定により意見を提出します。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地

名　称　（仮称）ガリバー水戸店

所在地　水戸市見和３丁目 663 番 15 号　外

２　届出者

名　称　　株式会社 IDOM

代表者　　代表取締役　羽鳥　祐介

住　所　　東京都千代田区丸の内２丁目７番２号

３　意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
５（４）廃棄物の保管施設の位置及び容量に係る事項等	廃棄物の保管場所については、業種の特徴に鑑み、繁忙期に対応し得る確実な容量の確保等対策をすること。	年末、年始等、廃棄物の排出量の増加が見込まれるはんぼうき等にも対応し得るような保管場所、容量の確保対策が必要であるため。
駐車場の位置・構造	駐車場の位置・構造については、駐車場法施行令で定める技術的基準に適合するよう対応すること。	駐車場法第 11 条の規定のため

（備考）１　意見の内容は、大規模小売店舗立地法第４条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。

茨城県
令-8.9.17
中小企業課
受付